

鹿児島県警察交通事件指定捜査員運用要領について（概要）

（令和元年12月19日 鹿交指第121号）

本通達は、対象事件が発生した場合において、あらかじめ指定した交通事故事件捜査に熟知した交通事故事件指定捜査員を当該事件の発生地を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊に応援派遣し、集中的運用による捜査を推進することにより、早期に事案解決を図るため必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 対象事件の指定
- 指定捜査員の指定
- 応援派遣の要領

等である。